

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書⑦

p227 (2) 「立法」の意味 = 「立法」とは何をすることを?

① 形式的意味の立法

「〇〇法」という名前がついている
ものを作ること = 立法

「〇〇法」という名前がついてい
ないものを作ること = 立法ではない

② 実質の意味の立法

「〇〇法」という名前がついてい
るかどうかではなくある特定
の内容を有するものを作ること = 立法



よって「〇〇法」という名前がついて
いないものであっても特定の内容
にあてればそれを作ること「立
法」となりうる

→ 「特定の内容」とは何を指すのか
それをめぐっては見解が分か
る

↳ テキスト

(3) 「実質の意味の立法」の意味

テープコード

--	--	--

P227 (3) 「実質的意味の立法」の意味

- ① 狭義説 = 国民にとってマイナスとなる法的ルールを作ることか「立法」である
- ② 広義説 = 国民にとってプラスかマイナスかに関わらず、全ての人(一般的)・全ての事件(抽象的)に適用される法的ルールを作ることか「立法」である

cf. 両説の違い

国民に利益を与えるような法律(例えば生活保護法)を作ることとは...

- ① 狭義説では「立法」に当たらない
- ② 広義説では「立法」に当たる

テープコード

--	--	--

p228 14) 「唯一」の意味

「国会は唯一の立法機関」

||

立法は国会だけが 国会だけで 行う



国会中心立法
の原則

||

立法は国会以外が
行てはならない
という原則



国会以外が立法を
行っている、国会が除
外されている場合に
はこの原則の例外
となる



国会単独立法
の原則

||

立法手続(制定手続)には
国会以外のものが参加・関
与してはならないという原則



国会は参加しているが
同時に国会以外のもの
が参加・関与している
場合にはこの原則の
例外となる

テープコード

--	--	--

P230 ② (b) 例外

「地方自治特別法」

国会の審議・議決 + 住民投票 = 成立立法手続に国会以外が
関与

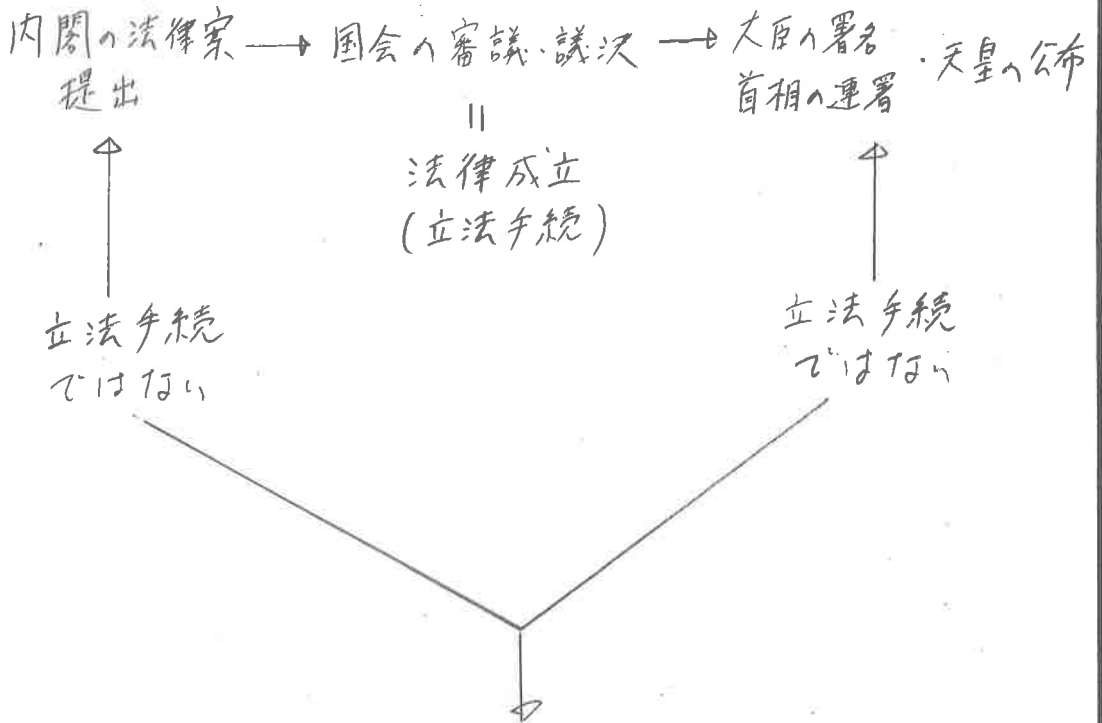
よ

国会単独立法の原則の
例外と

テーブルコード

--	--	--

P230 (C) 内閣の法案提出権



よって内閣の法律案提出、大臣の署名、首相の連署、天皇の公布は立法手続に国会以外のものが関与していることにはならず、したがって国会単独立法の原則に反しないし、例外でもない。

テープコード

--	--	--

p233 ② (2)趣旨

国民主権

||

国民の意思(民意)が重要

↓

衆議院の方がより民意が反映
されやすい

∴ 任期が短かく解散制度
もあるから選挙がより多く行
われより民意が反映されや
すい

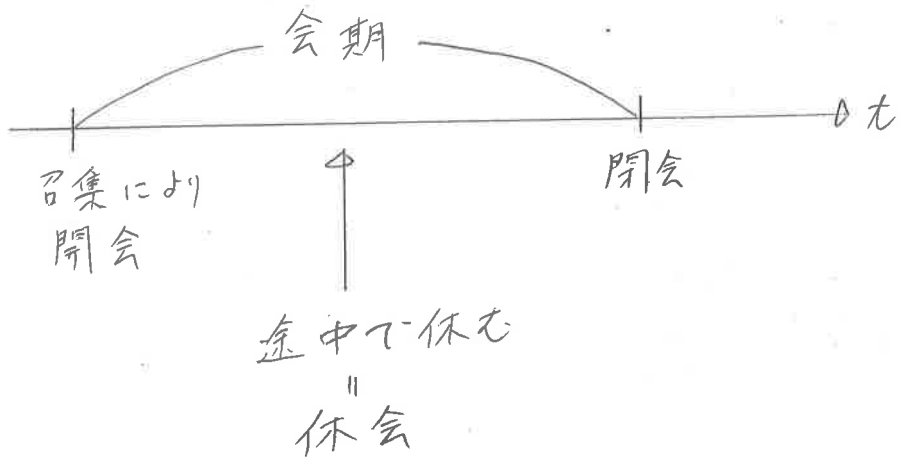
↓

衆議院の優越へ

テーブルコード

--	--	--

P238 (4) 国会の召集・閉会



テーブルコード

--	--	--

P238 (5) 会期不継続の原則

< 前の国会 >

ある案件(議題)が70%
ぐらい審議されたか議
決に致らず会期終了
(閉会)

< 次の国会 >

70%から再スタートす
るかというらしい
0%からスタート

会期不継続の原則

→ 例外として議院の議決により委員会に
特に付託された案件は次の国会(後会)
に継続される

— 前提知識 —

衆議院、参議院は各々さらに委員会という
小さい単位を構成

衆議院

- ・ 予算委員会
- ・ 法務委員会
- ・ 外務委員会
- ⋮

参議院

- ・ 予算委員会
- ・ 法務委員会
- ・ 外務委員会
- ⋮

テーブルコード

--	--	--

ex 衆議院が予算委員会において閉会中も
 審査し、欲しいと議決によりまかせた
 案件は (=付託された案件)、次の国会
 (=後会)に継続される

||

< 前の国会 >

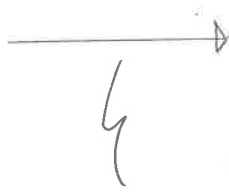
ある案件が70%くらい
 審議されたが議決に
 至らず会期終了(閉会)

しかし

議院の議決により委
 員会に付託

< 次の国会 >

75%から審議を
 スタート



付託された委員会
 閉会中も審査する

その結果

たとえば75%くらい
 まで審議されたとする

※ もう1個の例外として
 懲罰事犯

テーブルコード

--	--	--

P260 ⑤ (2) 法的性質

何と云ったか調査できるか
という結論に関わってくる

41条
「国権の最高機関」
の解釈

統括機関説

政治的美称説

↓
国会が内閣・裁判所
を指揮・コントロールす
る一段高い地位にある
ため
国会の権限を拡大・
強化する方向へ

↓
国会が内閣・裁判所
に比べて特別高い地
位にあるわけではな
いため
国会の権限も必要以
上に強調しない方向へ

62条
「国政調査権」
の法的性質

独立権能説

補助的権能説

||
調査対象・でき
ることか広い

||
独立権能説に比
べて調査対象・でき
ることか狭くした

テーブルコード

--	--	--

P262 (5) ② (i) 司法権との関係

ex 「訴訟指揮」 = どの証人によるか、その証人にいかたす証言・発言を認めるか等訴訟運営についての裁判官の指揮

- ・ 並行調査

→ 裁判の目的

||

刑事裁判なら有罪か無罪かを確定し
有罪なら刑罰を科すということが目的
民事裁判なら裁判を起こした原告の主張が認められるかを判断するのが目的

→ 並行調査とは上記裁判の目的とは異なる目的で行う調査

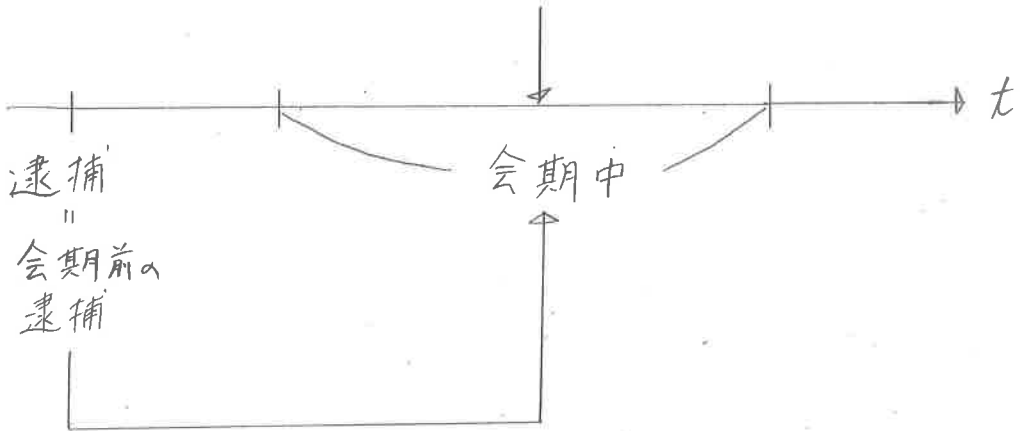
ex この法律はどのように使われているかといった立法の運用を調べるための調査

テーブルコード

--	--	--

p264 □ (1) 意義

法律の定める場合を除いて
逮捕されない (A)



その議員が所属する
議院の要求があれば
会期中釈放される
(B)

テープコード

--	--	--

